

## 科学研究費助成事業の申請・採択促進に関する実施要綱

平成 25 年 3 月 12 日 制定  
2021 年 2 月 20 日 改定

本学の研究活動推進策の一環として、科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)への申請及び採択の増加を図るため、教員に対し下記のとおり科研費申請者へのインセンティブ付与を行うこととし、その実施に関する要綱(以下「実施要綱」という。)を定める。

### I インセンティブ付与

#### 1. 対象教員

インセンティブ付与の対象教員は、「専任」「特任」教員全員とする。

#### 2. インセンティブ付与

##### (1) 科研費が採択された教員

科研費が採択された教員に対し入学式祝賀会において、インセンティブとして、理事長から賞状及び科研費の種目に応じ下記のとおり賞金を付与する。

- |                |       |
|----------------|-------|
| ① 基盤研究(A)      | 50 万円 |
| ② 基盤研究(B)      | 50 万円 |
| ③ 基盤研究(C)      | 40 万円 |
| ④ 挑戦的研究(開拓・萌芽) | 40 万円 |
| ⑤ 若手研究         | 40 万円 |
| ⑥ 研究活動スタート支援   | 20 万円 |

(賞金は一時所得扱いとなり、年間 50 万円まで非課税)

##### (2) 科研費を申請したが不採択となった場合

科研費不採択に当たり通知されるランクを大学に開示した教員については、翌年度の学内研究費を不採択ランクに応じて増額する。

不採択ランクの開示は本人の意思に任せ、開示がない場合は増額しない。

- |   |          |
|---|----------|
| ① | A:20 万円増 |
| ② | B:10 万円増 |

##### (3) 科研費の重複申請・採択の場合

科研費の複数の種目に申請・採択された場合におけるインセンティブ付与は、もっとも有利となる一種目に対して行う。

## Ⅱ 運用上の配慮

1. 科研費による研究期間が、定年、雇用期間満了等を超える場合  
科研費による研究期間中に限り、定年後又は雇用期間終了後において国際文化研究所研究員（非常勤、無給、委任契約）として研究活動を継続できることとする。この場合、図書館及び学内LANシステム等については引き続き利用できるものとする。
2. 科研費による研究期間の途中で本学を退職し他大学の非常勤講師等に転出した場合  
科研費に関する事務を転出先大学に引き継ぐことを原則とする。  
ただし、転出先大学で非常勤講師等の科研費に係る事務を行わない場合は、Ⅱ-1 に準じた措置がとれることとする。
3. 定年、任期付教員、定年を超えて再採用された教員の取扱について  
定年、任期付教員、定年を超えて再採用された教員については、任期満了の2年度前からインセンティブ付与の対象としない。
4. 本要綱の運用に疑義等が生じた場合  
本要綱の趣旨に則り学長が判断する。

## Ⅲ 本要綱の実施

1. 本要綱の実施  
本要綱は平成25年度から実施する。  
  
ただし、平成24年度において既に科研費が採択されている教員については、Ⅰ-2による理事長からの賞牌を授与する。

### 附 則

この要綱は、平成25年3月12日から施行する。（平成25年3月12日制定）

### 附 則

この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。（平成30年8月31日改定）

### 附 則

この要綱の改正は、2021年4月1日から施行し、学内研究費の額の増減については2022年度より適用する。（2021年2月20日改定）